

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく関西空港税関支署管内における本邦と外国との間を
往来する航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所について

(平 9. 3. 1 告示第 1 号)

最終改正 令 2. 5. 1 関空揭示第 8 号

1. 航空機と陸地との交通場所

- (1) 関西国際空港第 1 ターミナルビル(以下、「第 1 ターミナル」という。)3 階出国待合室から第 1 ターミナル南北各ウィング各ゲートを結ぶ通路
- (2) 関西国際空港第 2 ターミナルビル (国際線) (以下、「第 2 ターミナル」という。)出国待合室から第 2 ターミナル各ゲートを結ぶ通路
- (3) 第 2 ターミナルビジネスアビエーション専用施設内の税関カウンター、出国審査デスク及びランプ出入口を経て各ランプに至る通路
- (4) 第 1 ターミナル南北各ウィング各ゲートから第 1 ターミナル 2 階検疫ブース及び入国審査ブースを経て第 1 ターミナル 1 階関西空港税関支署旅具検査場に至る通路
- (5) 第 2 ターミナル各ゲートから第 2 ターミナル検疫ブース及び入国審査ブースを経て第 2 ターミナル関西空港税関支署旅具検査場に至る通路
- (6) 各ランプから第 2 ターミナルビジネスアビエーション専用施設内のランプ出入口を経て C I Q エリアに至る通路
- (7) 第 1 輸出貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (8) JALKAS 輸出貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (9) ANA 輸出貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (10) JALKAS 輸入貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (11) ANA 輸入貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (12) 簡易貨物上屋からランプに通ずる出入口
- (13) 国際貨物上屋 A 棟からランプに通ずる出入口
- (14) CKTS カーゴビルディングからランプに通ずる出入口
- (15) 国際貨物上屋 B 棟からランプに通ずる出入口
- (16) 国際貨物上屋 D 棟からランプに通ずる出入口
- (17) JALKAS 第 3 貨物ターミナルからランプに通ずる出入口
- (18) 国際貨物上屋 C 棟からランプに通ずる出入口

- (19) 国際貨物地区内輸出貨物施設に接する通路のランプに通ずる 15 番出入口ゲート
- (20) 国際貨物上屋 G 棟からランプに通ずる出入口
- (21) 整備地区内航空機整備施設に接する通路のランプに通ずる 18 番出入口ゲート
- (22) 国際貨物地区内機内食調整施設に接する通路のランプに通ずる 14 番出入口ゲート
- (23) 第 2 ターミナルのランプに通ずる 31、33、34 番出入口ゲート
- (24) 第 1 ターミナル南ウィング 1 階関西空港税関支署取締部門本部前面のランプに通ずる通路
- (25) 第 1 ターミナル北ウィング 1 階関西空港税関支署取締部門監所前面のランプに通ずる通路

ただし、上記(1)から(3)の場所は、出国する旅客、乗組員及び航空会社関係職員の交通に限る。上記(4)から(6)の場所は、入国する旅客、乗組員及び航空会社関係職員の交通に限る。上記(7)から(20)の各場所は、貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。上記(21)の場所は機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。上記(22)の場所は機内食関係機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。上記(23)の場所は航空会社関係職員の交通に限る。上記(24)及び(25)の場所は、出入国する旅客及び乗組員以外の者の交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

第 1 から第 12 までの各スポット、V1 スポット、第 14 から第 18 までの各スポット、第 25 から第 41 までの各スポット、第 80 から第 91 までの各スポット、第 101 から第 103 までの各スポット、第 103R 及び第 103L の各スポット、第 104 から第 111 までの各スポット、第 201 から第 204 までの各スポット、第 204R 及び第 204L の各スポット、第 205 から第 215 までの各スポット、M2 から M9 までの各スポット、試運転場 306 及び 307 の各スポット、航空機整備場及び第 251 から第 257 までの各スポット